

全項目評価書(案)の修正 I

1 修正箇所

- ・Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
／6. 特定個人情報の保管・消去／①保管場所
- ・Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル
／6. 特定個人情報の保管・消去／①保管場所
- ・上記に係る「(別添3)変更箇所」の修正(2箇所)

2 修正内容

当初案	修正案
サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。	サーバへのアクセスは、原則IDと生体認証による認証が必要となる。例外として、生体認証による照合が困難な場合に限り、管理監督者の承認のもと、パスワードによる認証を行う。

提供先3	住基法上の住民		
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)		
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。		
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上		
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [O] 紙</p> <p>[O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p>		
⑦時期・頻度	開示請求があつた都度、隨時。		
移転先1	福岡県の他の部署(税務課など)		
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)		
②移転先における用途	住基法第30条の15第1項第1号、第2号に規定された、福岡県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。		
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 * 住民票コードについては、整備法第22条第7項に基づく経過措置である。		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上		
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[O] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[O] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p>		
⑦時期・頻度	福岡県の他の部署からの検索要求があつた都度、隨時。		

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p>セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスは、原則IDと生体認証による認証が必要となる。例外として、生体認証による照合が困難な場合に限り、管理監督者の承認のもと、パスワードによる認証を行う。</p> <p>福岡県においては、出力した記録媒体等を施錠管理できる場所に保管する。</p>		
②保管期間	期間	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[20年以上]</p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>	
	その妥当性	<p>住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。</p> <p>住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。</p>	
③消去方法	都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。		

7. 備考

全項目評価書（案）抜粋

II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル
／6. 特定個人情報の保管・消去／①保管場所

移転先1	福岡県の他の部署(法令に基づき移転する。)				
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)				
②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。				
③移転する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。				
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[100万人以上1,000万人未満]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>				
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上				
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[○] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p>				
⑦時期・頻度	福岡県の他の部署からの検索要求があった都度、随時。				
6. 特定個人情報の保管・消去					
①保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスは、原則IDと生体認証による認証が必要となる。例外として、生体認証による照合が困難な場合に限り、管理監督者の承認のもと、パスワードによる認証を行う。 福岡県においては、出力した記録媒体等を施錠管理できる場所に保管する。 				
②保管期間	期間	<p>[1年未満]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>			
③消去方法	一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。				
7. 備考					

全項目評価書（案）抜粋

II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル
 / 6. 特定個人情報の保管・消去 / ①保管場所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル／4. 特定個人情報ファイルの取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲／その妥当性	システム障害時の復旧やシステムから出力されたログの確認等の作業を行う場合に、本人確認情報を取り扱う場合がある。なお、委託事業者は、本人確認情報を検索できる権限は与えない。	代表端末及び業務端末等の機器の運用支援、システム障害時の復旧作業等を委託する。なお、委託事業者には、本人確認情報を検索できる権限は与えない。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル／4. 特定個人情報ファイルの取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲2／②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲／その妥当性	再委託する		事前	重要な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル／4. 特定個人情報ファイルの取扱いを委託する特定個人情報ファイルの概要(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル／4. 特定個人情報ファイルの取扱いを委託する特定個人情報ファイルの許諾方法	書面による承諾		事前	重要な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル／4. 特定個人情報ファイルの取扱いを委託する特定個人情報ファイルの概要(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル／4. 特定個人情報ファイルの取扱いを委託する特定個人情報ファイルの許諾方法	システム障害時の復旧やシステムから出力されたログの確認等の作業を行う場合に、本人確認情報を取り扱う場合がある。なお、再委託事業者にも、本人確認情報を検索できる権限は与えない。	システム障害時の復旧やシステムから出力されたログの確認等の作業を行う場合に、本人確認情報を取り扱う場合がある。なお、再委託事業者にも、本人確認情報を検索できる権限は与えない。	事前	重要な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル／4. 特定個人情報ファイルの取扱いを委託する特定個人情報ファイルの概要(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル／6. 特定個人情報の保管・消去／①保管場所	セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバーの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証による認証が必要となる。例外として、生体認証による照合が困難な場合に限り、管理監督者の承認のもと、パワードによる認証を行つ。 ・福岡県においては、出力した記録媒体等を施錠管理できる場所に保管する。	セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバーの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証による認証が必要となる。例外として、生体認証による照合が困難な場合に限り、管理監督者の承認のもと、パワードによる認証を行つ。 ・福岡県においては、出力した記録媒体等を施錠管理できる場所に保管する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更に当たらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル／1. 特定個人情報ファイル名	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル		事前	事後で足りるものに事前に提出

全項目評価書（案）抜粋
「別添3）変更箇所」の修正1

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル／5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／移転先1／⑦時期・頻度	福岡県の他の部署からの検索要求があつた都度、随時。	事前	事後で足りるもののが任意に事前に提出	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル／6.特定個人情報の保管・消去／①保管場所	セキュリティゲートにて入退館管理をしている 附票都道府県サーバの集約センターにおいて、 施設管理及び入退室管理(監視カメラを設置し てサーバー設置場所への入退室者を特定・管理) を行っている部屋に設置したサーバ内に保管す る。サーバへのアクセスは、原則IDと生体認証 による認証が必要となる。例外として、生体認証 による照合が困難な場合に限り、管理監督者の 承認のもと、パスワードによる認証を行う。 ・福岡県においては、出力した記録媒体等を施 設管理できる場所に保管する。	事前	重要な変更	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル／6.特定個人情報の保管・消去／②保管期間／期間	1年未満	事前	事後で足りるもののが任意に事前に提出	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル／6.特定個人情報の保管・消去／②保管期間／その妥当性	附票本人確認情報の提供に併せて提供される 個人番号は、福岡県の他の執行機関又は他部 署からの求めにより提供・移転された後は、障 害発生等により提供・移転先で情報を受領でき なかつた場合に備えて、一時的に保存される のみである。	事前	事後で足りるもののが任意に事前に提出	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル／6.特定個人情報の保管・消去／③消去方法	一時的な保存後にシステムにて自動判別し消 去する。	事前	事後で足りるもののが任意に事前に提出	

全項目評価書（案）抜粋

「(別添3) 変更箇所」の修正2